

大阪市障がい者施策推進協議会部会  
第2回障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：平成29年2月14日（火）

午前10時00分から午前12時00分

場所：大阪市役所 P1屋上会議室

（開会）

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）16名中14名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

皆さまおはようございます。

今日これ2回目ですかね。

今日肅々とやらせていただきますけど最初にですね、大阪府下でですね今いくつかです。いろいろな動きありまして。副会長とも一緒にいろんなところで動いておりますけど。私はちょっとびっくりしたのは、まず大阪市やね、豊中さんとかね、或いは箕面さんとかね、高槻なんかね、かなり障がい運動の有名な地域はね最初に、障がい者の差別に関する条例がね、作られるような動きがあるんだと思っておりましてですね。茨木市の方でね、障がい者差別に関する条例をつくるということがありまして。その関係で、副会長と一緒に委員にさせていただいてですね、1年間かけて、茨木市は、障がい者に関する差別の条例の、取り組みをされるということですね、これから大阪府下でどんなことが起きるかいろいろ楽しみにしておるところでございます。

大阪市でもまた他の市町村の動きも参考にされながら、方向を考えていただければ願ってるところでございます。

ではですね、議題にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題2のですね。本市における障がい者差別解消の取り組みの状況について資料の2、本市の取り組み状況についての資料使って事務局の方からご説明のほど、どうぞよろしく願いいたします。

望月課長代理：【資料2について説明】

北野部会長：

どうもありがとうございました。

ではですね。ただいま事務局からの説明につきまして委員の皆様からご意見ご質問ございますでしょうか。

引き続きまして議題 3。

大阪市の相談窓口における対応状況について、資料 3 を使ってどうぞよろしくお願ひします。

望月課長代理：【資料 3 について説明】

北野部会長：

どうもありがとうございました。

今ですね。資料 3 を使ってですね、説明していただきました。各委員の皆様からですね、どうぞご意見、ご質問よろしくお願ひします。

古田委員：

ちょっと前も言いましたけど、この件数だけではですねやっぱり内容が分からないので、中身をしっかり示していただきたいと。そんなに細かく、個人が特定できるような形では求めませんが、やはり今言われたような内容を口頭で、なかなかメモしきれないですけども。だれがいつ、どんな障がい者がですね、いつどこでどんなふう to 扱ひを受けたのかっていうのはちゃんと数行ずつでもいいですから、ちゃんと示していただきたい。次回からっていうのが一つです。

それで、この対応策の所です傾聴・助言・提案がかなり多くなってるんですけども。これで果たしてね、事案が解決できてるんだろうかっていうのは非常に疑問です。なかなか障がいの場合は、これを問題視していいのだろうかっていうのでかなり悩まれたりもしますし、話を聞いてもらったらもうそれでいいですわ。ということであきらめてしまうっていうようなことも多数ございます。

そうではなくて次からは他の障がい者でもですね、そういうふうな対応がなされないように変えていかないといけないんですけども、傾聴・助言とかでどこまで解消が進んでるのかっていうのは非常に疑問でありますので、改善策みたいなのも含めてですね、やはり示していただきたいというふうに思います。

それから基幹センターでの要請を求めた、事例についてもですね、これについてはもうちょっと詳しく報告していただきたいなというふうに思っています。

それとあと教育委員会ですね、今日来ていると思いますけれども、この間、合理的な配慮の不提供をたびたび続いている状態がありまして、胃ろうの、重心の障がい児を受け入れておきながら、ミキサーにかけないといけない。食事提供、給食ですね。あるんですけども、学校側はですね、それを拒否しまして、親御さんが毎日学校まで行ってミキサーをかけるにかけないといけないというような話が、去年の夏から報告を受けてやりとりしてるんですけども、まだ未だに解消できていない。

これ大阪市は、ともに生き共に学ぶ教育ということで重度障がいの受け入れというのをかなり先進的に進めていただいたんですけども、受け入れておきながら、親が毎日学校にかけないといけない。というのはおかしいだろうということで、働きかけをし

てまいりました。どうも、「障がい児のことはインクルーシブ担当がやるべきや。」

「いやこれは、学校給食の問題やから給食の学校保健課が担当すべきである。」ということで両課ですね、押し付け合いがあって、いまだに解消できない。

そこに教育委員会の総務課も入って調整をしてるけれども、未だに解消できていないという。ゆゆしき事例 です。

しかしそれがですね、行政による不当な差別合理的配慮の不提供の中には、入ってませんよねこれ。それが入っていない理由と、教育のところでは夏くらいには1件、あったということで示されるべきなんですけどそれが入っていない。その辺のちょっと状況も含めて報告いただけますでしょうか。

北野部会長：

今、古田委員から4つね、ご質問・ご意見がありまして、

一つはですね、傾聴・助言・提案というこの分け方の中でですね、特にその傾聴・助言で本当に問題を解決しているかどうか、もっといえばですね、聞き方の問題がありますよね。どんなふうにもね、傾聴するかによってですね、いや話聞いてですね、それで我慢せなあかん。というふうに思わせる持っていきかたとですね、いや、その中にはこういうね、ことがあるからもっとこの問題についてですね。しっかり検討いたしましょう。というですね、はっきり言いますと、相談窓口のですね傾聴の仕方なんです。相談の仕方という、ここをどうするかというところがあるのかなと思いますね。

そうしないとどうしても話聞くだけで終わってしまっ解決するところまで行かないということあると思います。

2つ目ですね。基幹相談センターのね。要請と事例をもう少しね、詳しく説明して欲しい。

3つ目はですね、4つ目は教育委員会でこのミキサー食の提供を拒んでいる学校があるのでそれが母親が今でもミキサー食を、母親が提供すると、これについてですね、学校の中でもうちの局がどうやとかね、局内ですね押し付け合いしているんじゃないかと。これがですねどうして各市職員等による合理的配慮の不提供として、教育委員会のところに入ってないのかね。教育委員会の中でこの事案が扱われてるかどうか。

あとはですね。

もう1個あったね。最初のところでご意見でしたね。誰がいつどこで、どんな取扱いを受けたのかについてももう少しね、回答がほしいという。

その4つですね。それについてご質問ありましたら、答えをおねがいします。

望月課長代理：

それは事務局の方から御説明させていただきます。

古田委員からありました。件数が何件かわからないということで一覧の提示ということで、だれがいつということで、相談があったのかというケースについてなんですけども、今回につきましては口頭で概要を御説明ということでさせていただいたところですが、前回のそういう御要望があってですね、なかなか整理しきれなかったとこ

ろですが、ちょっとどこまでの情報どういう形で御提示させていただいたらいいかということにつきましてははですね、次回までに再度検討させていただきましてですね、適切な資料をお出しできるように検討を進めたいと思っております。

対応策といたしまして傾聴・助言・提案のこれだけで対応できているということで改善策等具体的にどのようなことがされているのかということなんですが、こちらについてですね、私どもちょっとその辺については問題点として、後ほどで傾向課題等の方で説明させていただく予定としている所ですが、一応、ご本人が納得されてるということでそれで置かれてるケースもございましてですね、最終的にどのような対応がなされたかということまで今確認ができてないというケースも見受けられます。

こちらにつきましてははですね、具体的な解決策についてどのようなことも行われたかということフォローしていく。どのような形でフォローしていくのがいいのか、ということですね、これからちょっと、整理させていただけないかと思っております。

また、いろんな相談窓口ございますので、それぞれでどのような状況になっているかということにつきましてもですね、整理いたしまして、相談窓口で対応方法を含めてですね、

今後検討させていただきたいというふうに思っております。

あと、基幹相談支援センターでの事例についてですね。

もっと詳しく報告して欲しいというご案内もあったんですが、先ほど口答で御説明させていただきました遊戯施設に関する事例がそれに当たっておりまして、こちらにつきましてははですね、いろんな点で整理する状況がございまして、遊戯施設での対応はですね、なぜできていないということと、それについての検討が進めてれてなかったという実態にございます。こちらにつきましてははですね、基幹相談センターで行います事例検討会ということですね、利用しまして、早いうちにそちらの方で、その事例については検討するというところで進めさせていただけないかというふうに思っております。

あと、教育委員会についてははですね、後ほど教育委員会の方から。説明させていただくといたしまして、先ほどの教育委員会でのミキサー食。解消できていない案件についても件数が行政の方に入っていないところなんですが、当初相談として受け付けたのがですね、事業所がその対応を委託先に「やってくれない」ということであつたので、ちょっと事業者の方に入れておりまして、その件数が行政の方に入っていないという状況でございます。こちらの方についてははですね、再度、行政の方に振り替えるなりですね対応の方はさしていただきたいと思います。

事務局といたしましては以上です。

そしたら教育委員会お願いします。

片山総括指導主事（教育委員会）：

教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当の片山と申します。どうぞよろしくお願いたします。今、古田委員から御指摘がございました事案につきましては、教育委員会としまして、合理的配慮の不提供と認識しております。現在、押し合いへしあいというようなことはせずに、教育委員会総体として、一番早い段階で何ができるか

を、今検討させていただいているところでございます。まだ給食の提供方法について決まってない状況がございますので、細かいところはお伝えできないことは非常に申し訳ないですけれども、早期に不提供の部分が解決できるように検討しておる現状でございます。対応に時間がかかっているのも大変申しわけないとの認識もでございます。

北野部会長：

今の教育委員会のお話は合理的配慮の不提供という認識は持っていらっしゃる。明確に。これを早く解決するためにされてるという意識でよろしいでしょうか。

古田委員：

すぐに解決できる、ミキサーちょっとかけるだけやから、誰か出来るやろうという、給食業者であれ、教師であれ、誰か簡単にできる。親が10分ぐらい行ってやるだけやったらすぐできるやろうと思ったんですけど。それがいまだに解消できないというのはなにが原因なんですか？押しつけ合いかなというふうに見てるんですけども、こうなるとも合理的配慮の不提供どころか、もう不当な差別ですよそれは。

片山総括指導主事（教育委員会）：

もちろん、現実的にはお母さんが、ブレンダーという機械で給食を流動食にして胃の中に直接入れるという胃ろうでされておられます。給食の加工については、衛生面について注意が必要で、例えばそのブレンダーでやっていただく方を募集するにあたって、その方の勤務条件だったり、衛生管理の研修をどうしていくのか、そのような細かいところまで詰めないとなかなか人を雇うことができないものですから、そういう意味では少し時間がかかっているのは申し訳ないです。

古田委員：

親が行って、別にね、衛生面とかいうよりもミキサーかけるだけなのに、そこらへんでえらい過敏に反応してはるように思います。これも早く解消してください。親は風邪で休みはる時とかなかったんですか？その時は、どないしてはるんですか？

片山総括指導主事（教育委員会）：

今までの状況では、保護者の調子が悪いから子供さんも一緒にご欠席という状況はないと聞いています。

ただし、保護者の方が行けなかったら食べられないという状況がまさしく生まれてしまいますので、そうならないように、検討している状況です。

古田委員：

今年度内にね、解消してもらわないと困りますのでよろしくおねがいます。

それもう一点よろしいですか。さきほど基幹の話で出てきたのは、遊戯施設。これを去年の夏から、車いすの障がい者が行ったときに問題が続いております。

遊戯施設内のショーイベントがあるんですけども、車いすを離ればなれに座らせるっていう、絵が入ってまして車いすのマークが。別に立ち見席ですので並んで座ることはできるんです。後ろ側には避難路があって、それが何か車いすの障がい者同士が行っても、バラバラに座ってくれというふうに言われるのはなぜなのか理由のわからないということで申し立てがあったり。あるいは電動車いすでは危ないから、手動に切り替えてくれっていわれたんですけど、手動に切り替えますとね結構電動車いすってかなり重くなってしまう。余計、介護者が押すっていうたら操作を誤ったりもしますんで危なかったり。もちろん電動車いすは本人の足でありますので、そういうふうにもやみに、勝手に触ったりとかいうことをやめていただきたいというような話もあったかと思うんですけども。

これもなんか遊戯施設と最初お話されたときは、消防法令とかの関係であるという、車いすを分かれて座ることは。これも調べてみたんですけども、消防法令ではそういうふうな、基準は別に設けておりません。車いすだからと言って、離れて座りなさいというのがなくて、建築基準でも、通路幅はどんだけにしなさいということですか、何席に対して車いす席は、何席設けましょう。というような規定はあるんですけども、そういうふうな規定はないのに、消防法令、建築基準条例とかの関係だというふうにおっしゃったということですけども、それはそういうことはないですよっていうのはこちらからも助言させていただいたんですけども。これについても未だにですね、基幹センターの方で、事例検討会すらもたれていないというのは如何なる理由があるんでしょうか？これもう時間かかりすぎです。その辺についてちょっと答弁いただきます？

望月課長代理：

ただ今ご質問と意見の遊戯施設で車いすの対応とか、電動車いすから手動への切り替えに対してですね、対応が遊戯施設側から出されていないということでその検討についても時間かかりすぎているということでございます。こちらの方でもいろいろと検討を進めておりまして、事業者の方とも話しはさせていただいているところでございます。

遅れていることについては非常に申し訳ないというふうに思っておりまして、先ほども申し上げました通りですね、現在、早急に事例検討会報告にですね、まず、行えるように調整をしておりますので、先ずそちらの方で対応させていただききたいというふうに思っております。遅れているところについてはですね、ちょっと色んなのところとの調整がございまして、遅れているというところです。

古田委員：

遅れているという理由はなんなんですか？ちょっとはっきりわかるように言ってもらえますか？これ半年もかかるというのは。

望月課長代理：

その中でですね、遊戯施設の中の事例なんですけども。色んなところから、市内の方

以外の、市外の方からも御相談があったりして、ちょっとこちらの方についても、広域的な対応ということもございますので、大阪府の方と調整したりしておったんですが、なかなかその方法について検討が進まなかったということがございました。ただそれはですね、最終的に、そういうことだけではなくてですね、御要望がございますので、こちらについては、まず事例検討会を早急にして行うということで、現在進めておるところでございます。

古田委員：

すいません。遊戯施設側なんておっしゃってるんですか？

府とやりとりして何か押しつけにないなってるような、そんなんで半年以上もかかるんですか？遊戯施設側は、何か難色を示されてるようなこともあるんやったら、その中身を示していただきたいと、先ほど教育委員会もそうですけどね。本当は半年以上かかる事例ではありませんよね。だから何か困難な理由があるのであれば、この協議会であげて知恵を集めるべきだと思うんですが、何か理由があるんやったら教えてください。

望月課長代理：

遊戯施設側との調整の中でですね、こちら側の事情ということが多分にございまして、遊戯施設側は、問題というところについては、ちょっと確認できておらない所です。

古田委員：

アプローチもできてないんですか？遊戯施設側に。基幹センターの方からも。

望月課長代理：

調整等は行っているところです。

古田委員：

その調整の中身はどんななんですか？把握をしていない市が。

望月課長代理

基幹相談センターと遊戯施設の対応について、状況については確認しておるところでございますが、具体的な対応についてはですね、ちょっと現在できておらない状況で。

北野部会長：

私のほうから、部会長の立場ではなくて、基幹相談支援センターのアドバイザーの立場としては私のほうから説明いたします。

実際に時間かかっている理由がいくつかありますけど、一つはですね、かなりの数のですね、色んな所からね案件が出てきて。どんな形で持ってるかと整理するとですね、2つあった内の1つはですね、この4月より以前の案件もかなり出てきました。ですから

法を施行する前に出てきた案件をどういうふうに対応するのか。法ができた後の案件と、4月より前の案件がかなりでできた。4月から後の案件も出てきた。ここで対応をどうするかという一つの問題と、2つ目はですね、大阪市以外のところから市民が、大阪市民が大阪の中だけでなく他のところからもでてきてますね。ちょっとその整理をね、我々どういうふうにするか大阪府も含めて議論したらええのか、整理がなかなかうまくいかなかったというのが一つです。

もう一つはですね。遊戯施設が直接の議論はしないと。必ず基幹相談支援センターを通して以外にやらないと、ハッキリおっしゃられたので、ここがですね我々もやっぱりね、どういう戦略練るかということですね。じゃあ、うちでつまり基幹相談支援センターですね、個別相談の会議を開くと、弁護士さんをお願いしてですね、実際にまあ色々な日程調整とかいろいろありましてですね。このお願いした方が非常にお忙しい弁護士さんを選んでしまいましてですね。実際今日、これ終わってからですね。この方にお会いしてですね、必ず今年度中には、事例検討するということろまでは今のところもっていておりますのでできるだけ至急やりますので、その状況も勘案していただいて、必ず進行させて、次回報告できるというふうに思っております、よろしくおねがいします。

古田委員：

ありがとうございます。ちょっと遊戯施設さんの方で何か内容的なことで、こんなんやっていと言われてるようなことはあるんですか、そこを知りたかったんですけど。

北野委員：

おっしゃっているとおり、消防法の話で、私も調べて、消防法は向こうが採用されてるんであって、消防法上の問題でないということも我々も押さえてております。それも含めてですね、今回、弁護士さん入っていただいて調整したいなと思っております。

よろしいでしょうか。ではですね、今の部分については了知致しました。

これからですね4つの事例について一緒に検討いたします。

引き続きまして、窓口で受けた事例に関する意見交換をですね。これからやらせていただきたいと思います。

第4事例について事務局から説明いただきたいとおもいます。

まずそれでは、第1事例からのご説明よろしく申し上げます。

望月課長代理：【資料4-1、事例1について説明】

北野部会長：

今ですね資料の4の1を使いまして、相談事例1について説明ございました。これについてですね、これをどう考えたらいいいのか、あるいはどういう問題であったのか今後



どうしていったらいいのかですね、各委員の方からご質問ご意見等いただきたいと思  
います。どうぞよろしくします。

はい、山本委員。

山本委員：

すみません山本です。お尋ねなんです、この対応というところで、本人が騒音の原  
因者であるとも読める内容であり。という部分があるんですけども、ここの箇所って  
いうのは具体的にはどういう内容なのかなあと、イメージが湧きづらいですけども。

望月課長代理：

ご本人が騒音の原因であることを決める内容ということであったんですが、ちょっとそ  
の具体的な内容につきましてはですね、こちらの方で、確認できておらないところでご  
ざいます。

山本委員：

そこのところの説明をいただかないとですね。

これを読んで私たちとしては、ご本人自身が、不動産会社の名前入りで自分が騒音を  
出しているという報告書が入れられたという、気持ち、思いを持っていて、そのことを  
怖いと思ってるとか、嫌だと思ってるのか、不安だと思われているのか。不当だと思  
われているのか、というふうな話が続くと思うんですけども、それがどうだったのか  
というところが書かれていないと同時に、その騒音の原因者であるとも呼べる内容とい  
うことで配布がされたのだとすれば、例えばこここのところにAさんという方が暮らして  
いる3階の東の棟辺りでどうというふうな表現があったのだとすれば、原因者というふ  
うに書かれているように思ってしまうじゃないかという不安というか、いろんな思いが、  
Aさんのほうにあるんだとすればですよ。それは、特別な配慮に欠けたとは言いがたい  
内容というふうには言えないのではないかなと。配慮が、足りなかったということで、  
すませられる部類の問題だったのかどうかということか、よくわからなくなります。

むしろ、その報告書が、ここにあればイメージが湧くんですけども、内容が全くわ  
からなくなってしまうので、何が求められて何が必要だったのかという判断ができ  
ないな一という気がします。

北野部会長：

これは、山本委員から大事なご指摘をしていただきました。

今後、これを通して具体論を出す時は、もう少しですね、必要な資料なり明確なもの  
のしっかりですね、質問に答えられるような状況でないと、ちょっと議論がなかなか進  
まない。ですので、事務局どうぞよろしく。

古田委員：

身体障がい者の場合もですね、結構、騒音で問題にされるっていうのがマンションと

かで時々あります。下肢に障がいがあるんでっていうようなことで、大きな音をだしてしまう場合ですけども、車いすで入っていくことでエレベーターに傷をつけてしまうとか。それから、車いすやからと言う事で音はそんなに大きく出るわけではないですけども、防音のマットとかですね、クッションみたいのを敷いて過ごしておられて、音的には大丈夫だろうというふうに思われる場合でもですね、この障がい者が一緒に住んでいることをよく思っておられない住民の方がおられて、それで出て行ってほしいみたいに、色々と難癖をつけられて追い出されてしまうというような事例もございます。

ですから、これは、ちょっとその辺の背景も含めて、関係性とか含めてとらえるべきでありますし、本人が騒音の原因者であると読める内容っていうのはやっぱりこれはやっぱり示していただいて、それはもう明確にわかるような形であり、また原因でなかったのならば、これはちょっと名誉回復のためですね、そうではなかったっていうような物を配布し直さないといけないかなと思えるところです。

ただそれがですね、丁寧に説明し双方が納得しているっていうのは、何か終結状況として書かれてこれはおかしいです。これで終結してませんよ。

もっと、やっぱり状況をちゃんと把握して、実際どうやったとか、名誉回復が必要とそうでないかっていうようなとこまで明らかにして、対応策をやっぱり考えるべきだったと思います。これちょっとまた次回に、その顛末について、調べてちゃんと解決まで持って行っていただきたいと思います。

北野部会長：

これは、もし可能でしたら、福島委員から追加で話していただきたいんですけども、実際にこれはあるタイミングで、不動産会社がこの文章出しますよね。このタイミングってのね、ご本人が相談されたというのときに、そのあとで来てると。そうしますと、これ不動産会社の管理会社の意図ととしてね、何かそういうことがあって出されたすれば、これは全員に配布しているように見えるけど、ある種の意図があるとすれば、これはようするに間接差別といいますかね。全体に出しているようだけでも、このご本人に特定されてるような、気もするんでありますけれども、その辺はどのように考えたらよろしいでしょう。

福島委員：

すいません。私のほうから簡単に申しますけれども、そもそも前提として、この相談事例1につきまして、大阪市の方としても不当な差別的取り扱いであるという整理をされているのかどうかについて、まず確認させていただきたいんですけども、その点はどうか。

望月課長代理：

こちらについてはですね、どちらに分けているかといいますと、合理的配慮の不提供ということで、集計上は上げております。

福島委員：

そうすると、合理的な配慮をご本人さんが求められたんだけど、事業者の方から、そのような提供がされなかったという。そういう事例であるという整理でよろしいですかね。これちょっとそういう整理かと思うんですけど。

望月課長代理：

そのように、対応したところです。

福島委員：

そうすると、どのように配慮を求められているというふうに考えられますか？

望月課長代理：

合理的配慮が出るというところで行きますとですね、先ほどちょっとこちらの事例について説明が、不足しておったので追加でご説明させていただきます。

お住まいの住宅がですね、障がい者向けの住宅として募集をされていたということで、会社としてですねその方の障がいをお持ちの方という状況はわかっていたのにですね、配慮にかけていたということで、合理的配慮の不提供ではないかというふうに考えております。

福島委員：

おそらくですけども、先ほど北野委員のご発言の趣旨というのは、そもそも障がいを理由とするのか。それとも、事業者がたとえば全戸配布を行ったとして、結果的にご本人さんに不利益な効果が発生しているのか。そのどちらかの問題かにあるにせよ、そもそもこれが不当な差別的取り扱いではないのかという推理のもとで北野先生はご発言をされたと考えるんですけど、おそらく私も多分、これは不当な差別的取り扱いなんだろうというふうに考えております。

といいますのも全戸配布されたというお話ですけども、まずそれがそもそもそうなのかという問題、これ事実確認のレベルの話ですけども、おそらく全戸配布されたんだろうというふうに仮定すれば、そうすると、おそらくこれは直接障がいを理由とする差別的取り扱いのないだろう。というふうに言うことができるかと思います。

ただ、結果的にこのご本人さんに不利益な効果が発生しているとすると、それはある種、ご本人さんに不利益な効果が発生していますので、それが結果的に、障がいのあるこの方にとっては不利益な効果が発生しているから、これはある種の不当な差別的取り扱いなんだろうというふうに考えて、おそらく北野先生はご発言されたのかなと考えるんですけども。そうすると若干この事案としては合理的配慮というかどうか微妙なのかなというふうに私も考えるところです。

仮に合理的配慮というふうに整理されるのであれば、そもそもご本さんがどういう配慮を求められているのかということをやっぱり明らかにする必要がありますので、そこがはっきりしないのであれば、合理的配慮に当てはまらないんじゃないかなという

のが私の考えというところです。

北野部会長：

ご貴重な意見ありがとうございました。

山本委員

ちょっとこの内容だけでは、よくわからないところがあるんですけど。  
この障がいがあるっていうことで騒音を出しているというような疑いをされたということなんでしょうか？そうすると、障がいがあるという、偏見とかに基づいて、そういった疑いをかけられたと。そういうことではないでしょうか。

望月課長代理：

そういうことではないというふうに聞いております。

山本委員：

ただ、その前に、不動産会社との話の中で、そういう話があったあとで、勧告書が入ってたと？

望月課長代理：

はいそうです。

山本委員：

そのへんのつながりのところは、聞き取ってないということですかね？  
背景とかが、やはり、聞き取りでは、不十分なところがあるのかなという気がします。  
あとですね、この対応をとられたってということなんですけど、これは先ほどの、件数でいうと、傾聴・助言・提案どの対応になっているんですか。

望月課長代理：

この事例につきましてはですね。対応策といたしましては確認させていただきたいと思います。

北野部会長：

また準備をしておいていただけたらと、おそらく分けにくい事例でしょうから。  
おっしゃったとおり、そもそもこの分け方が良いのかということ含めて、今後、議論させていただいたというふうに思います。  
ではですね、その次の、相談事例の2についてのご説明よろしくをお願いします。

望月課長代理：【資料4-1、事例2について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

事例 2 について先ほどと同じでどんな改善をしたかということがわからないと全くこれ議論がしにくいと思うのでありますけれどもですね。

古田委員：

窓口というのはチケット売り場の窓口ですか。

古田委員：

これどこの場面で、大きな声で、「障がい者手帳の方ご 1 名様」とか言うんですか？これそんな言わんでええし。それぐらいすぐ改善できそうに思うんですけど。そんな言うもんじゃありませんよって言うてくれたらいいんですけど。

なんかその辺でも何で改善策を講じてるっていうふうになって、それで終結とされて当事者理解を得られて終結とされてると、これも意味がわかりません。

こんな終結なってませんやん、すぐ改善できることやろうし、障がい者の思いというのをちゃんと理解していただいたらすむ話やと思うんですけども。

これはどこが対応してるんですか、これは、区役所とか、そんなセンターですか、区のセンターだとか、そこまで確認してすぐ解決できる話しなんで、そこまでちょっと確認していただきたいんですけど。

望月課長代理

こちらについても先ほどもちょっとこちらからも先ほど申し上げました通り、改善策の確認ができていないということについては感じておりまして、こちらについても早急に確認します。

古田委員：

どこが窓口なってはるんですか？これは区役所ですか？区のセンター？それもわからない？事例出しはるんやったらしっかり把握した上でやってくださいよ。議論になりませんやんか。

望月課長代理：

こちらはですね、人権啓発相談センターになります。

古田委員：

人権啓発相談支援センター

北野部会長

はい、小泉委員。

小泉委員：

遊戯施設に関しては本当にみなさんが行かれる施設として、職員さんたちに対する研修、障がい者理解という研修も必ず設けていただくというか、そういう点にかんしては、ディズニーランドの精神にしたがって、ちょっと今華やかないろんなイベントにされてるんですけど、やっぱり、どんな方が来てどういうふう気持ちよくすごされて帰るかという、そういうきめ細やかな、そういう研修を、遊戯施設さんにちゃんとおこなっていただいて受け入れ体制を万全にさせていただいて、そういう要望っていう、そういうのは義務づけていただきたいと思いますね。

それこそ今でしたら、海外からもいらっしゃいますし、各国からいらっしゃっているのですから、それが、本当に義務つけても良いような施設だといと思います。

やっぱり相手の気持ちを思いやれない、こういう施設というのは、やっぱり優しくないとしますので、ぜひよろしくをお願いします。

北野部会長：

小泉委員おっしゃる通りでね、車いす利用者の方から、電動車いすの方からも、視覚や聴覚からいろんな面でもう出てきておましてね。ですからおそらくですね、私たちも今後それについてですね、施策を、話しあいのなかで職員研修体制をきっちりつくっていただいて、やっぱり障がい者に対する理解をっていうレベルで持って行っていたかかないとという話の中でね議論が出てくると思っております。ありがとうございました。

今後、これからもこういうのは、事例検討することになりますが、もう少し、全体の資料とか、状況を把握してもらわないと全体の議論が進まなくなると思いますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

万が一この件がね、大きな声で周囲にわかるように、大きな声で万が一マイクで言ったらあかんよね。ちょっと気になりますからお願いします。

では事例3にいかさせていただきます。

望月課長代理：【資料4-1、事例3について説明】

北野部会長：

はい、ありがとうございました。

相談事例3につきまして、これはどこの施設ですか？

望月課長代理：

こちらについてはですね。大阪市のスポーツセンターです。障がい者スポーツセンターです。

古田委員：

障がい者スポーツセンターは、昔もたしか交渉でやりあって問題がありまして。たしか精神障がい者はダメですというふうに断られた事例があって、その時も問題になって、それは理解してもらわんとあかんやろということで、身体障がい者スポーツセンターから障がい者スポーツセンターに。っていう経過はあるんですけども、障がい者のスポーツセンターが、何故メールで受け付けない。人手の問題とかそんなん言うてる場合ちやいますよね。

まだこれも今後検討しているですか？後ろの方に理事さん座ってますけど。こんなんやってたらあきませんかでしょう。これはもう早急に改善してください。

これ障がい者の不便を何やと思ってるんですか？なんで電話させて、それを持って来させてみたいなそんな対応でしか出来ないんですか？メールではなぜできないんですか？パソコンないんですか？ちょっと理由が分からないこれ。

望月課長代理：

こちらにつきましてはですね、現在対応を進めておりまして、現状で言いますと、事前にお電話いただいて、内容を聞き取って、当日に申請書を出していただくという形をとっているのですが。現状ですね、検討しておる内容につきましてはですね、ホームページ上に申請できる画面を作成いたしましてですね、そちらに一定の項目を入力いただいて送信することができるような方法についてですね今準備を進めておるところでございます。

古田委員：

これ、そこまでややこしいことですか？こんなの市から、障がい者スポーツセンターにこんな対応をやってたらあきませんよ。ということで、すぐ指導してすぐ改善ですわ。これはさすがに。

障がいによって申し込みにくいとか苦労があったりする。それを受け持ってどうするんやっていうのを。そういうの考えるのが障がい者スポーツセンターでしょう。

これを終結って、こんなん書かんといってください。終結なってませんわこれは。

北野部会長

今、古田委員がおっしゃった通り、昨年4月から差別解消法ができてまして、施行されていると。障がい者スポーツセンターのですね、この対応は早急にしていかなあかんというの、当然のことだと思いますのでですね。早急に、対応して頂けたらと思いますのでよろしく願いいたします。

望月課長代理：

早急に対応するよう求めていきます。

北野部会長：

では事例4おねがいします。

望月課長代理：【資料4-1、事例4について説明】

北野部会長：

山本委員。

山本委員：

ちょっとこれでは、すんと落ちるというふうな説明にはなっていないように思います。大阪市のプールは、とても今のルールが厳しくて、帽子でも持っていても、被っていないとダメとか。メガネをつけているとその方は出てくださいとか。メガネを縛るゴムのようなもの持って行かないとだめなようなルールがあつて。それがハードルで、プールに行かれへんという。環境とか、結構非常に細かいことを偉そうに言います。ほんでめげてしまつて帰っていくしかないという。気持ちが萎えてしまうという。

せっかく体を動かして行ってるのに、諦めて帰らざるを得なくて、もうあんな気分悪い思いでやりとりしたくないから行かへん。みたいになってしまう声が結構あつちこつちで聞いています。

どうやって市民が気持ちよくプールに利用できる方向に持っていけるかっていう、その姿勢がないんですね。そのことがなくて、あれはダメはこれはダメってルールだけをぶつけてくる対応のやり方に大きく問題を感じています。

北野部会長：

これは私も全然わかってないんですけど、私が子供の頃ね、真田山プール。いつも空いてるから、行って好きなことしてたけども。その頃はなにも言われなかったんですが、今そういう厳しい状況になってるんですね。

古田委員：

区民プールですよこれ。

望月課長代理：

市民の方がご利用いただく大阪市のプールです。

古田委員：

という事は大阪市管轄ですから、所管は大阪市の何局何課ですか。

望月課長代理：

これはですね。たしか経済戦略局のスポーツの担当になります。



古田委員：

そこは、この問題は理解してるんでしょうか？

望月課長代理：

確認はしております、問題といたしますかですね、この内容についてはこちらから確認はしてしていません。

古田委員：

これについてちょっとでいろんな縛りがあるのであれば、先ほどの長居のスポンセンもそうですけども。スポーツセンターとして、各障がいの対応についての合理的な配慮という言うのを検討できないんですかね。区民プールからでもですね。ちょっとこういう障がい者の場合はこういう配慮は要りますよとかね。これ、衛生面とか言われるんでしょうけどね。そのときにはこういうことは代替策ありますよとかね、そういうようなことをちゃんと作って、そうでなければ排除されるっていうことじゃなくて、そこまで詰めていけませんかね。

それで今日のね4事例見てますけどね、全然終結なってないのに終結で片付けられてるっていうのもこれはちょっと信じられないなど。これね、諦めさせてるっていうふうにも言えますよね。

そんなんやってた差別解消法ができた、その仕組みができた。これから言うていったら改善されるんやっていうふうにみんな期待してあげてくれてはるんやと思うんですけども、やっぱり何も変わってないわと。説得されて、諦めるしかないやんっていうたらこのシステム、法令そのものに対する信頼性を失ってしまいますよ。

ちょっとやっぱり全部事例がどういうふうにとこが受けてどういうふうな対応されてどこまで解消をほんまになってるんか。全事例やっぱり見せてもらいたいし、それが正しいかどうか。それじゃ不十分やろうっていうようなところも含めてチェックさせてもらいたいです。

このままやったら大阪市の仕組み、信頼性を失いますよ。それが1番まずいことやと思います。ですので、全事例の開示と、個人情報特定できない形でここまでくらいやっただええでしょうみたいな。これ全部終結と見たままほったらかしにして、どういうふう改善されたかもわからないっていうのは良くないですから、そこまでちゃんと確認させてもらいたい。

まずちょっとプールついてちょっと検討しませんかこれ、経済戦略局と。

北野部会長：

副部会長。

辻川副部会長：

すいません。この事例、まず大前提として、この事例は、分類としては、合理的配慮提供と不当的差別の取り扱いどっちの分類にされてるんですか？

望月課長代理：

合理的範囲の不提供ということで、考えています。

辻川副部長：

お母さんが配慮を感じたかったと訴えたがあつたからということなんでしょうか。

望月課長代理：

はい、そうです。

辻川副部長：

ただですね客観的に見て、これはどう見ても不当な差別的扱いにしか見えないんですが、まず最初の時点で、そこをきっちり把握したうえで、どうするのかっていうことをやらないと。だから合理的配慮ってということになるっていうふうに最初にとらえちゃうと、最終状況で配慮を感じたから、説明聞いて納得していただいた。という結論になってしまいますよね。

ただ実際は、その帽子をかぶらないということが、利用ができないということになりますので。拒否ってということになりますんで障がい関連差別ということになると思いますので、だから、もし不当な差別的取り扱いだったらその帽子をかぶることに合理的、正当な理由なのかどうかっていうことの検討になると思いますし、そのめがねの後ろにゴムをつけるのも、正当な理由があるのかってということにもなると思いますので。そうそうこういうことであると。こういう最終状況に導かれなれないと思いますので、そのところ、まず分類のところから考えていただく必要があるんじゃないかなと思います。

北野部長：

いま、副部長がおっしゃったようにですね、おそらく帽子の着用というのは衛生面とか、危険防止とか安全性とかいうことだと思うんですね。これがあるからですね、これを被らない場合はですね不当な差別に当たらないというふうにおっしゃってるんだと思いますけどね。これそのものの根拠とか大丈夫なのかね。

辻川副部長：

だから、発達障がいの方が感覚過敏で帽子が被れない場合もあると思うんですが、そういう人にとって帽子をかぶることを条件づけると、拒否してるということになりますんで差別になると思います。

北野部長：

小泉委員、発達障がいの方でもこういう方いるかと思うんですが、いかかでしょうか。

小泉委員：

確かに帽子とか被れない方が多いですし、区民プールに実際にうちの息子を連れて行ったときに、そこは私も諦めたというか。大阪市には長居と舞州に障がい者プールがあるので、そこは諦めたということですけど。うちの近くにはすぐ近くに市民プールがあるんですけど。何というですかね、まっすぐご老人の方が歩いているところの順番があるんです。浅いところに。それが邪魔するような形になった時に、「あんたたちの来るところと違うで」って言われた時があって、その時まだ若かったのですっごいショックで。もう二度と行くもんかと思って、それ以降行かなかったんですけど。そういう方にもね一つのコースでも、そういう方でもちょっと利用できるような、そういうブースがあったら。今から思ったら、みんなで共についていう、政策ができたので、やっぱりそういうブースを一つ作るとか、障がいの方は利用できない、そういうきちんとできない人は利用できないっていう区民プール市民プールはやっぱりおかしいと思うし、今後そういう意見もあったということで改善していただいたらありがたいなとおもいます。

北野部会長：

ありがとうございました。全体に4つ検討させていただいて、持ってらっしゃる情報の情報が不足してる部分ですね。議論する必要な情報が必要な部分と、それからですね、集計する概念をどうどう考えるのかね、どういう形でね、どこまでの展開で集計したらいいのかも含めてですね、今後色々議論する必要があるのかなと思います。

古田委員：

事業所、事例あげてもらったってことで今回一歩前進やと思うんですけども、本当、これ事業所さんを責めるとかじゃなくって、ホントに良い解決策を見いだすための場所ですので、この終結としての取り扱いはやっぱり良くないんで、それはちゃんと確認さしてもらおうようにしたいんですけどよろしいですか。次回以降、よろしいですか。

望月課長代理：

はい。ちょっと今回の4事例に対してですね、様々なご意見いただいて、確認状況が不足しているということと、対応としてですね、終結状況ということで、このような対応ではまずいというご意見を多数いただいてですね、今後の検討にですね、よりよい対応ができるようにですね、検討すすめていくということがこの部会のあるところでございますので、今後、よりよい対応ができてきますようにですね、ちょっと今回のご意見をいただいたものを受けまして今後取り組んでいきたいというふうに思います。

北野部会長

特に事例4は、公的な機関ですので、まず今日はこうして民間事業者の方々へ来ていただきましてね公の機関がやっぱりね、お手本としてきちりやっていくという方向を示さない民間の方々も公もやってはらへんのかということになりますので、公のほうもきちりやっていくと。で、公に関係するような第3事例ですよね。公的な機関に近いところでまずそこから手本としてしっかりまあやっていただけたら。

古田委員：

これ公と民どっちになるんですか？今の事業所、事例4は。

北野部会長：

事例4は、公的機関ですよ。

古田委員

その他の合理的配慮の不提供ですか。これはまだ件数にカウントされていませんよね？カウントもいい加減なんですか。

北野部会長：

またそのことも含めて、ちょっとねそういうことについてもね。公的機関でいくつかが上がっていないという状況も出ましたので、そういうことも含めてですね。今後資料の整理、説明きっちりできるような形で展開していただきたいと思います。

ではですね、全体についてそれも踏まえて、資料4の2ですね。対応事案について、傾向と課題についてですねまとめていただいていますので、これの説明どうぞよろしくをお願いします。

望月課長代理：【資料4-2について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。資料4の2を使いまして、対応事案に起きる傾向と課題について整理をしていただきました。これにつきまして、ご質問ご意見等ございましたらよろしくします。

古田委員：

今日の事例、ざっと口頭で言われたことも含めてですね見ますとですね、やっぱり障がい者に対する無理解というものが結構多いように思うんです。

障がい者は危ないからとか、嫌がられたりとかで、そこから排除が起こったりもしてる。あるいは警察とかですね。また、知的障がいに対する理解がなくて、以前もね、押さえこんで亡くなってしもたみたいな事件もありましたけども。やっぱり障がい者への理解をどう進めていくのか。それぞれ障がい種別によってですね、どんな配慮が必要なのかっていうのをもっと精査して、それを広めていくっていうのが、できれば大分ところね、色んな場面で、差別が起こらなくて、未然に防止できるんじゃないかなという気がします。

特によく聞くのは、スーパー・コンビニなんか毎日のように利用するので、そこで、バイトの人の対応がすごくぞんざいだったとか、無視されたみたいな話をよく聞いたり

しますので、そのあたりへの業界団体への働きかけ研修とかですね、障がい種別に基づいて、求めていくってようなこと。

それから当初案では出てたと思うんですけど、不当な差別とか合理的配慮の不提供の認識がまだまだ一致できていない。事業者と障がい者と、それから行政。今日もですね事例見てたら、これで？みたいな対応。情報をもっとキャッチして来なあかんでしょうとか。これが終結ですか？と、やっぱりその辺が違和感がかなりありましたので、ちょっとそれぞれの事例をちょっとオープンに議論しながらお互いの認識を高めていく。共有していくというような作業をもっとしないといけないんじゃないかなと。どうもやっぱりなんか、事案が隠されていくみたいな傾向にはあると思うんですけど、そうではなくて、事案をオープンにすることでより良い解決策必ず見つかりますので、それでもってちょっと認識も共有して高めていけるようにできないもんかなと、いうふうに思いましたんで、その辺、次回以降の改善をよろしく願いしたいです。

北野部会長：

よろしいでしょうか。

望月課長代理：

はい。古田委員からありました通り、全体といたしまして、障がい者への理解不足、理解不足が原因となっていていろんなことが起こっているということは、こちらの方でも理解しているところでございまして。対応といたしまして、様々な機会を捉えて研修等事業を進めていかないといけないと考えて思っていますので。今後、どのような対応を進めていくのかということについては、検討させていただきたいと思っております。

あと、先ほどもがありました、不当な差別的な取り扱い認識の共有という話についてもですね、認識についても差が色々出ていているところもございまして、こちらについても、次回以降どのような対応が必要検討させていただきたいと思っております。

当初にもご説明させていただいた通りですね、ちょっと次回に向けて、この事案についてどのような形でのご提案させていただくかということについては、再度、こちらの方でも検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

北野部会長：

今日はせっかく民間事業者の方々にも来ていただいておりますので、一言だけ、ごあいさつ兼ねておはなしをして頂こうと思ひます。道藤委員どうぞ。

道藤委員：

道藤でございます、初めて参加してさせていただいたんですけども。

我々の民間というのはお客様商売をしております。特に法律ができたからとか、条例ができたからとか、急に身体障がい者の方とかいろんな方に配慮しないといけないという思い立っているわけではないので、そういう面では、私ども民間がここに来させてい

ただいてるというのは、いろんな事例であるとか知識であるとか見解であったり考え方であったり、こういうことが嫌なことなんだ。こういうことが喜ばれるんだ。ということで、言われたから配慮するのではなくて、こちらからある程度配慮できるような形を勉強させていただくと。それでお客様に愛され、地域に愛され。というところを目指しているんで、きれいごとでなく、従業員教育も含め、しっかりここで勉強させていただき、自社に持ち帰っていきたいというふうに思っております。

北野部会長：

ありがとうございます。次に渡壁委員。

渡壁委員：

近鉄バスの渡壁でございます。

大阪バス協会理事を当社の社長がしておりまして、そこからのお話がありまして、今般、委員に就任させていただきました。交通事業者として、バスということで、もう色々、日々現場の方で対応しておりますので、どちらかというと不手際が多い事業者というふうに考えております。

こういった場を利用しまして、いろいろ勉強していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

北野部会長

ありがとうございます。では、上野委員。

上野委員：

上野です、大変参考になるお話を聞かせていただいたという反面ですね、先ほどからの相談事例のところ。そもそものこの施設は何のためにあるんだと。集合住宅であったら皆様が快適に住むためですね。そういう中で障がい者とおられる。一般の方がおられる。皆様が幸せになるためにある。

プールもそうですけど、皆様が楽しくご利用いただくためにある。遊戯施設もそもそも何のためにあるという所がですね、対応された方の部分でいくと、「うん??」と思うところがあってですね。サービス産業に身を置く者としてはちょっと寂しかったかなと思うところです。

ただ、こういう事例を通じてですね、一つ一つ何が正しいかじゃなくて、その事例を通じて、みんなが考える機会になるのがいいのかなと。私どももこういう事例で、いつもお客様アンケートでやってくんですけども、今回の事例に出していただいている事例ですね、もっと反対に、皆様のところで、こんなふうがいい事例もあった。褒めていただいた。こんなことがあったよ。こういうふうに解決したよ。という、良い事例もきっとお持ちなんだと思うんです。そんなものも出していただいでですね、考えを皆さんと一緒にですね、広めていけたらというふうに思った次第でございます。

北野部会長：

上野委員ありがとうございました。

いまおっしゃったように好事例を含めて、一緒になってね、大阪市民、大阪の街で、全体がですね、障がいを持っている方も持っていない方も暮らしやすい仕組みについて検討して、良い方向に展開していきたいなと思っております。

ではですね。時間もきてしまいましたのですね。

手島委員から一言だけいただいて、最後にどうぞ。

手嶋委員：

遊戯施設の問題なのですが。外国資本が入っている。我々とちょっと違うのかなと。アメリカナイズした意識でやってるのかなと感じております。そういう意味で、関空がそうですね設計者の意図で全体を見てくれというような話で総務省から話が来ました時に、見に行っておこはちょっと変えてもらいたい言うたら。「これはデザイナーが言ってるんで変えられません。」ということなんです。

そういう理由含めてこれ今後どうしていくのか。

大阪市としてそういう話があった時、国と大阪市とどういう話し合いをしていくかということも一つ問題がある。これが外国資本がどんどん入ってきたときにそういう問題がいろいろあるかと思う。

あとこれからまた一緒に勉強して行きたいと思えます。

北野部会長：

手嶋委員おっしゃったように、遊戯施設では、現地で日本の形になってるんですね。マニュアルとかいうのは全部英語のやつを日本語版にただけですので、どう解釈したらいいかという問題はありますし。

最後に副委員長おまとめをお願いします。

辻川副部会長：

ありがとうございます。

先ほど、上野委員もおっしゃったように、差別解消法自体は、一方的にそういう差別する人を糾弾する法律でもなければですね、合理的配慮を当然に一方的に要求するっていうものでもないわけですね。双方向でお互いに建設的対応をしてという目的が達せられるか。プールに行けるとか、快適に住むとか、遊戯施設に行くとか。その目的を達するためにどういう方法をしていけばいいかという。建設的に対話していく、そういう法律、仕組みなわけですから、それをここで、大阪市でもやっていく仕組みを話し合えるような場になればいいかなと思います。そういう意味では今日はそういうことが出せたと思いますので、次回はその話し合いができるような資料をご用意していただければありがとうございます。

北野部会長

最後に中島部長あいさつどうぞ。

【中島部長】 閉会あいさつ。

【資料5】については、望月会長代理より案内のみ。

(事務局司会より閉会)